

番 号	第 1 被害を回復すること
項目	1 原告及び貴市におけるすべての生活保護利用者に対して、2013 年改定前基準額に 2014 年度の消費増税に伴う増額調整をした基準額表に基づき、未払いの差額保護費を遡及して支給すること。それが困難であるというなら、かかる対応が可能となるよう国に対して強く要請すること。 2 ナショナル・ミニマムである生活扶助基準と連動する諸制度（就学援助など国が認めただけでも 47 制度）への貴市における影響を調査し、その被害回復を図ること
(回答) 生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討することとされています。 本市としては、国から示される方向性に沿って対応してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番 号	第 2 生活保護利用世帯の生活実態調査をふまえた国への要望と貴市独自の支援策の実施
項 目	1 山梨県の取組みに倣い、生活保護利用世帯を対象とした生活実態調査を緊急に行い、国に対して、生活保護基準の大幅な引き上げや、夏季加算の創設など生活保護利用者の生活実態に合った保護費の支給などを求めること 2 上記実態調査を踏まえ、エアコン設置費用の助成や緊急食糧支援など貴市において採り得る生活困窮者支援策を講じること
(回答) 1 生活保護法による生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証が行われ、その検証結果を踏まえて国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう国に対して求めています。 2 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 また、生活保護においては、一定の要件を満たす場合、冷暖房器具購入にかかる費用及び設置費用が扶助されます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番 号	第 3 国に対し、以下の再発防止策を確立するよう求めること
項目	1 再発防止のため、原告・弁護士等を委員に含む検証委員会を設置し、異例尽くしの 2013 年改定が行われるに至った具体的な事実経過と原因等について、徹底的な調査及び検証を実施するよう、国に求めること。 2 国に対し、以下のとおり、生活保護基準改定方法の適正化するよう求めること ア 生活保護法 8 条 2 項に則り、「要保護者の年齢別等々の必要な事情」を考慮して「健康で文化的な最低限度の生活の需要」を定めること イ 生活保護基準の改定にあたっては、改定内容の全体にわたり基準部会等の検証を経ることをルール化すること ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れること エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を選任しないこと オ 2027 年度の基準改定にあたっては、低所得者（第 1・十分位）との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式による新たな検証手法により、生活扶助基準を大幅に引上げること 3 国において、実施機関の周知・広報、教示・助言義務や捕捉率の調査・向上義務などを明記した権利性の明確な「生活保障法」の制定をなすことを求めること
(回答) 1 生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討することとされています。 2 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう国に対して求めています。 3 生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討することとされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012